

## 訂正とお詫び

【新合格講座】のご受講をありがとうございます。

さて、民法改正の影響による新合格講座テキストの下記箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。下記内容に修正いたします。

### 【会社法】

場所	誤	正
28 頁 ☆ 4	(民 93 但) <u>錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺・</u>	(民 93 <u>I</u> 但) <u>錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺・</u>
34 頁 第 51 条	1 項 民法 第 93 条ただし書及び第 94 条第 1 項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。 2 項 発起人は、株式会社の成立後は、 <u>錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。</u>	1 項 民法 第 93 条第 1 項ただし書及び第 94 条第 1 項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。 2 項 発起人は、株式会社の成立後は、 <u>錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは</u> <del>又は強迫</del> を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。
34 頁 イ	③ 株式の引受けの無効の主張又は取消しが制限される (51)。	③ 株式の引受けの無効の主張又は取消しが制限される (51)。
63 頁 ■ 定款に…	発行可能種類株式総数と、上記ア～エ	発行可能種類株式総数と、上記①～④
119 頁 ウ	☆ 公示で代替することはできない。	☆ 公示・ <u>公告</u> で代替することはできない。
123 頁 (9)	ア … (民 93 但、) イ … <u>錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺・</u>	ア … (民 93 <u>I</u> 但、) イ … <u>錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺・</u>
141 頁 ■ 機関設計	ルール 4 の下段 …を要しない (327 II 担)。	ルール 4 の下段 …を要しない (327 II <u>但</u> )。
145 頁 過去問②	定款の定めにより、…	<u>監査役設置会社及び指名委員会等設置会社において、</u> 定款の定めにより、…
172 頁 知っておきましょう！	…また、多数派が甲 (100 票)・乙 (80 票)・ <u>乙</u> (30 票) …	…また、多数派が甲 (100 票)・乙 (80 票)・ <u>丙</u> (30 票) …
186 頁 過去問	② 会社が事業拡大のために、…	② <u>取締役会設置会社で公開会社において、</u> 会社が事業拡大のために、…

199 頁 (3)	…効力については、民法 93 条但書 (心裡留保…	…効力については、民法 93 条 <b>1 項</b> 但書 (心裡留保…
200 頁 (4)	この点、…民法 93 条但書 (心裡留保の規定) …判例である (最判昭 38.9.5)。	この点、…民法 93 条 <b>1 項</b> 但書 (心裡留保の規定) …判例であった (最判昭 38.9.5)。 <u>この判例の趣旨を踏まえ、改正民法は、「代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす」(107) とした。今後は、この規定に従うことになる。</u>
202 頁 第 356 条	2 項 …同項第 2 号の取引…	2 項 …同項第 2 号 <b>又は第 3 号</b> の取引…
235 頁	イ …の日から 10 年間、議事録を…	イ …の日から 10 年間、 <b>本店</b> に議事録を…
263 頁 過去問	① 取締役が法令または…	① <b>公開会社</b> において、取締役が法令または…
321 頁 譲受会社	(1) イ 譲受人が譲渡人の債務を弁済…	(1) イ 譲受 <b>会社</b> が譲渡 <b>会社</b> の債務を弁済…
322 頁 譲受会社	(1) ウ …債務者が譲受人に弁済…	(1) ウ …債務者が譲受 <b>会社</b> に弁済…
329 頁 ☆ 2	債権者が異議を述べなかった…	<del>債権者</del> が異議を述べなかった…

## 【商法・基礎法学】

場所	誤	正
16 頁 (2)	名板貸人と名板借入の営業が…	名板貸人と名板借 <b>人</b> の営業が…
28 頁 知っておきましょう! ② 隔地者間…	…その場合には、民法 <u>521</u> 条が… なお、… (同 II、民 <u>523</u> )。	…その場合には、民法 <b>523</b> 条が… なお、… (同 II、民 <b>524</b> )。
34 頁	⑦ 商事債権の消滅時効	(知っておきましょう!を除いて) <b>全て削除</b>
37 頁	③ 商事法定利率	<b>全て削除</b>
38 頁 過去問	① 商行為である貸借契約によって…	<b>全て削除</b>
40 頁 ② 確定期売買	なお、民法にも… (民 542)、…	なお、民法にも… (民 542 <b>I ④</b> )、…

<p>40～41 頁 ③買主の検査</p>	<p>条文確認！ 商法 526 条 2 項と 3 項 →差替え願います。</p> <p>本文（1）と（2） →差替え願います。</p>	<p>条文確認！ 2 項 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が<u>種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない</u>ことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その<u>不適合</u>を理由とする<u>履行の追完の請求</u>、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が<u>種類又は品質に関して契約の内容に適合しない</u>ことを直ちに発見することのできない場合において、買主が六箇月以内にその<u>不適合</u>を発見したときも、同様とする。</p> <p>3 項 前項の規定は、<u>売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない</u>ことにつき売主が悪意であった場合には、適用しない。</p> <p>本文 （1） <b>商人間</b>の売買においては、買主は、売買の目的物を受領したときは、遅滞なくその物を<b>検査</b>しなければならない（526 I）。</p> <p>そして、売買の目的物が<b>種類、品質又は数量</b>に関して<b>契約の内容に適合しないこと</b>（＝契約不適合）を<b>発見</b>した場合には、売主がその<b>種類、品質又は数量</b>に関して<b>契約の内容に適合しないこと</b>につき<b>悪意</b>のときを除き、<b>直ちに</b>（直ちに発見することができない瑕疵のある場合は6 ヶ月以内に）、売主にその旨の<b>通知</b>を発しなればならぬ。これをしなければ、<b>履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約解除</b>をすることができない（同Ⅱ・Ⅲ）。</p> <p>（2） なお、民法では、契約の内容に適合しない場合（＝契約不適合）は、買主は、売主に対し、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び解除をすることができるとされている（民 562 以下）。</p>
<p>42 頁 本文</p>	<p>上記 3 において…売買の目的物に<u>瑕疵</u>が存在したため…</p>	<p>上記 3 において…売買の目的物に<u>契約不適合</u>が存在したため…</p>
<p>43 頁 過去問</p>	<p>解説 →差替え願います。</p>	<p><b>解説</b> 商人間の売買において、その目的物が<b>種類、品質又は数量</b>に関して<b>契約の内容に適合しないこと</b>（すなわち、契約不適合）を直ちに発見することができない場合、買主は、目的物の受領</p>

		後6ヵ月以内に契約不適合があることを発見して、直ちに売主にその旨の通知を発しなければ、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約解除をすることができない（商 526 II）。本肢のAは、目的物の受領後4ヵ月後に当該牛肉に狂牛病の可能性のある危険部位があること、すなわち、契約不適合があることを発見し、直ちに売主にその旨の通知を発しているの で、AはBに対して売買契約の解除、代金の減額又は損害賠償を請求することができる。
53 頁 ④事項	…請求がされないときは、消滅する。	…請求がされないときは、消滅する <u>(585 I)</u> 。
54 頁 過去問	① 貨物引換証により運送品を…	全て削除
56～57 頁	場屋の主人 (全ての言葉について)	場屋 <u>営業者</u>
94 頁 ①2008-1-2	×	○
120 頁	時効の <u>中断</u> 、時効の <u>中断効</u> 、時効 <u>中断効</u> (全ての言葉について)	時効の <u>完成猶予</u> 、時効の <u>完成猶予</u> 、時効の <u>完成猶予</u>
129 頁 過去問	問題文 →差替え願います。	① 検察官が公訴を提起しない場合において、検察審査会が2度にわたって起訴を相当とする議決をしたときには、裁判所が指定した弁護士が公訴を提起する制度が導入された。 (2013-2-4)